

インフルエンザワクチン接種費用補助要領

1 目的

当該被保険者がインフルエンザワクチン接種を受けた場合、その費用の一部を助成し、よって被保険者のインフルエンザウイルス感染の防止を図る。

2 助成対象者

全ての被保険者を対象とする。ただし、住所地の市町村から補助を受けられる場合は除く。

3 助成金の額

- (1) 1人につき同一年度内において、1回を限度として2,000円を補助する。
- (2) 自院接種の場合も補助の対象とする。

4 補助交付手続

- (1) 「インフルエンザワクチン接種補助請求書」(様式1)に次の書類を添付して請求すること。
 - ア 他院接種の場合、接種を受けた医療機関の接種料金の領収書
 - イ 自院接種の場合、接種を受けた者の問診票(写)
- (2) 組合は、請求書を審査の上請求者に口座振替払いの方法により送金する。
ただし、対象は年度末(3月31日)までに接種したものとし、請求期限を4月末とする。

5 その他

- (1) この要領は、平成16年4月1日から施行する。
- (2) この要領に定めるほか、細部については理事長が定める。

